

【★★宅建士メールマガジン 2020-4号★★】

メルマガ登録ありがとうございます。

Kenビジネススクールです。

【★★宅建士メールマガジン 2020-4号★★】を配信いたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

■□■今回は、民法改正-1についてお伝えします。■□■

□意思能力制度の明文化

意思能力を有しない者がした法律行為は無効となる。

意思能力は、行為の結果を判断するに足るだけの精神能力です。

例えば、認知症を患って行為の結果を判断することができない者は、意思能力を有しません。

□錯誤に関する見直し（効果を「取消し」に変更）

錯誤の効果を「無効」から「取消し」に改める。

□錯誤に関する見直し（要件の明確化）

改正法の内容

- ① 意思表示が錯誤に基づくものであること
- ② 錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであること
- ③ 動機の錯誤については、動機である事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていること

特に、錯誤が「無効」から「取消し」に変わったことは、超重要です??

今年は、民法大改正となり、受験生にとっては、大変な年となります。

ですが、学んだことは、そのまま実務でも使える大切なものとなりますので、計画的に学習に取り組み、2020年の宅建士合格を目指しましょう。

□弊社ホームページでは書籍のご紹介もしております。

<http://www.ken-bs.co.jp/syoseki-annai.html>

※今年は改正内容が多いため、必ず、2020年版のご購入願います。

※以下、販売を開始しています。

2020年版うかるぞ宅建士基本テキスト（うかるぞ宅建士シリーズ）

[https://www.amazon.co.jp/s?__mk_ja_JP=%E3%82%AB%E3%82%BF%E3%82%AB%E3%83%8A&i=stripbooks&k=2020%E5%B9%B4%E7%89%88%E3%81%86%E3%81%8B%E3%82%8B%E3%81%9E%E5%AE%85%E5%BB%BA%E5%A3%AB%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E3%83%86%E3%82%AD%E3%82%B9%E3%83%88%20+%E3%81%86%E3%81%8B%E3%82%8B%E3%81%9E%E5%AE%85%E5%BB%BA%E5%A3%AB%E3%82%B7%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%82%BA\)%20%20&ref=nb_sb_noss&url=search-alias%3Dstripbooks](https://www.amazon.co.jp/s?__mk_ja_JP=%E3%82%AB%E3%82%BF%E3%82%AB%E3%83%8A&i=stripbooks&k=2020%E5%B9%B4%E7%89%88%E3%81%86%E3%81%8B%E3%82%8B%E3%81%9E%E5%AE%85%E5%BB%BA%E5%A3%AB%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E3%83%86%E3%82%AD%E3%82%B9%E3%83%88%20+%E3%81%86%E3%81%8B%E3%82%8B%E3%81%9E%E5%AE%85%E5%BB%BA%E5%A3%AB%E3%82%B7%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%82%BA)%20%20&ref=nb_sb_noss&url=search-alias%3Dstripbooks)

2020年版うかるぞ宅建士 過去問

https://www.amazon.co.jp/s?k=2020%E5%B9%B4%E7%89%88%E3%81%86%E3%81%8B%E3%82%8B%E3%81%9E%E5%AE%85%E5%BB%BA%E5%A3%AB+%E9%81%8E%E5%8E%BB%E5%95%8F&i=stripbooks&__mk_ja_JP=%E3%82%AB%E3%82%BF%E3%82%AB%E3%83%8A&ref=nb_sb_noss

2020年版うかるぞ宅建士 要点整理

(その他書籍も順次販売予定)

■この時期Kenビジネススクールのお薦め講座は...

宅建士 登録講習

登録講習とは宅地建物取引業者に従事している方だけが受講できる法律で定められた講習です。

一定の講義を受講して修了試験に合格すれば、宅建本試験で5問分の解答が免除され、その分を全問正解として採点されます。

Ken ビジネススクール 登録講習

https://www.ken-bs.co.jp/index_touroku-kousyu.html

□次回予告

「民法改正についてー2」をお届け致します。

■□■ 宅建士 コラム ■□■

民法の改正により、宅建の過去問に大きく修正が入ります。

例えば、錯誤が「無効」から「取消し」に変わったことで、錯誤の過去問の内容が変わるということです。

2020年の宅建試験を受験される方は、改正民法に対応した最新版の問題集を使用して学習しましょう。

■□■ バックナンバーのご紹介 ■□■

こちらでは、メールマガジンのバックナンバーをご覧いただけます。

<https://www.ken-bs.co.jp/studysupport/mailmagazine.html>

尚、次回号の配信は4月3日（金）の予定です。

株式会社Kenビジネススクール

不動産ビジネス研修事業部 宅建士講座運営 Section

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-12-7 ストーク新宿 1F

TEL : 03-5326-9294

FAX : 03-5326-9291

★受付窓口対応時間：平日 10:00～18:00

土日祝日はお休みとなります。

Email : info@ken-bs.co.jp

<http://www.ken-bs.co.jp/>

Kenビジネススクールは、不動産取引を専門とする教育機関です。

Kenビジネススクールでは、

- ・宅建士登録講習（5問免除講習）の実施（国土交通省指定）

⇒https://www.ken-bs.co.jp/index_touroku-kousyu.html

- ・宅建士登録実務講習（合格後の実務研修）の実施（国土交通省指定）

⇒<https://www.ken-bs.co.jp/index-kikin.html>

- ・宅建試験の受験指導

⇒https://www.ken-bs.co.jp/takkenn_kouza.html

- ・賃貸不動産経営管理士試験の受験指導

⇒<https://www.ken-bs.co.jp/chintaikanri.html>

・企業研修プロデュース

⇒<https://www.ken-bs.co.jp/houjin.html>

・書籍の研究開発・出版

⇒<https://www.ken-bs.co.jp/syoseki-annai.html>

を中心に運営しております。

株式会社Kenビジネススクール

不動産ビジネス研修事業部

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-12-7 ストーク新宿 1F

TEL : 03-5326-9294

FAX : 03-5326-9291

Email : info@ken-bs.co.jp

<http://www.ken-bs.co.jp/>
